

○石巻地方広域水道企業団契約規程

平成元年 4 月 1 日

石広水規程第13号

改正 平成 7 年 5 月 29 日規程第10号

平成 8 年 5 月 13 日規程第10号

平成10年 3 月 25 日規程第 4 号

平成10年 9 月 28 日規程第12号

平成15年 3 月 26 日規程第 3 号

平成16年10月13日規程第 7 号

平成17年 3 月 31 日規程第 4 号

平成18年 7 月 18 日規程第16号

平成18年 7 月 31 日規程第17号

平成20年 4 月 1 日規程第 7 号

平成21年 5 月 29 日規程第 5 号

平成22年 5 月 7 日規程第10号

平成23年 3 月 31 日規程第 3 号

石巻地方広域水道企業団契約規程（昭和55年石広水規程第15号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 一般競争入札（第 5 条—第17条）

第 3 章 指名競争入札（第18条・第19条）

第 4 章 随意契約（第20条—第22条）

第 5 章 せり売り（第23条）

第 6 章 契約の締結（第24条—第29条）

第 7 章 契約の履行（第30条—第34条）

第 8 章 委任（第35条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、石巻地方広域水道企業団（以下「企業団」という。）の売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項を定めること

により契約の公平かつ適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (2) 令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (3) 企業法施行令 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）をいう。
- (4) 契約執行者 企業長又は企業長の委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (5) 入札執行者 企業長の命を受けて入札を執行する者をいう。

(競争入札の参加者の資格)

第3条 一般競争入札又は指名競争入札（以下、本条、次条、第24条及び第29条において「競争入札」という。）に参加しようとする者は、令第167条の4（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者であってはならない。

- 2 前項に定めるもののほか、令第167条の5第1項、第167条の5の2及び第167条の11第2項の規定により参加しようとする者に必要な資格は、企業長が別にこれを定める。

(競争入札参加手続)

第4条 企業長は、競争入札に参加しようとする者がいるときは、競争入札参加申込書に別に定める関係書類を添えて、隔年1月中旬から2月末日までの間に申込みをさせなければならない。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、臨時に申込みをさせることができる。

- 2 企業長は、前項の規定による競争入札参加申込書を受理したときは、所定の資格を有しているかどうかを調査し、適格と認めるときは、競争入札参加資格承認簿に登録するとともに競争入札参加資格承認書を交付しなければならない。
- 3 前項の規定により競争入札参加資格承認簿に登録された者は、企業長が指定した2事業年度に限り競争入札に参加する資格を有するものとする。ただし、登録された者が前条に定める資格を失うに至ったときは、この限りでない。
- 4 第1項の申込者が不承認となったとき及び第2項の承認簿に登録された者が前項ただし書の規定に該当したときは、その旨を通知しなければならない。

## 第2章 一般競争入札

(一般競争入札の公告)

第5条 契約執行者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次の各号に掲

げる事項をその入札期日の前日から起算して少なくとも5日前(工事の請負契約については、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条の規定の見積期間の少なくとも5日前)に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は、無効とする旨
- (4) 契約条項を示す日時及び場所
- (5) 入札執行の日時及び場所
- (6) 入札保証金に関する事項
- (7) 契約書作成の要否
- (8) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無
- (9) 前各号のほか必要な事項

(入札保証金)

第6条 令第167条の7第1項の規定による入札保証金の額は、その者の見積る入札金額の100分の5以上の額とする。

(入札保証金の免除)

第7条 契約執行者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に企業団、国又は他の地方公共団体(公社、公団を含む。)と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと企業長が認めるとき。

2 前項第1号に該当する場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代る担保)

第8条 第6条に規定する入札保証金の納付に代えて提供できる担保は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国債証券又は地方債証券
- (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行又は契約執行者が確実と認める金融機関の保証その他の有価証券
- (4) その他企業長が確実と認める担保

2 前項の担保の価値は、第1号にあつてはその額面金額、第2号にあつては券面金額、第3号にあつては保証金額又は額面金額、第4号にあつては企業長が決定する金額とする。  
(予定価格)

第9条 契約執行者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等により予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を封書にし、第12条の規定により一般競争入札を執行する者は、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格)

第10条 契約執行者は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合は、あらかじめ前条の規定に準じて最低制限価格を設けることができる。この場合においては、同条第1項の書面にその最低制限価格を併記しなければならない。

(設計付入札及び見本付入札)

第11条 設計付入札においては、設計及び入札金額により、見本付入札においては、見本及び入札金額により落札者を決定する。

(入札執行者)

第12条 一般競争入札を行うため、入札執行者を置く。

2 入札執行者には、総務課長及び総務課長補佐をもって充てる。

(入札の執行)

第13条 入札者は、あらかじめ関係諸法規等を十分調査研究し、入札書を契約執行者の指定した日時、場所及び方法に従い提出しなければならない。

2 前項の入札書は、本人又は代理人が出頭して入札執行者に提出しなければならない。この場合において、代理人は、入札前に本人の委任状を提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、入札者は、書留郵便により入札書を送付することができる。この場合において、入札書は、指定の日時までには到着することを要し、かつ、入札書であることを表記しなければならない。

(入札の中止等)

第14条 入札執行者は、不正入札があると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は中止することができる。

2 入札執行者は、天災、地変その他やむを得ない事情が生じたときは、当該入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は入札を取り消すことができる。

(入札の無効)

第15条 入札執行者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する入札があったと認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。

(1) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(2) 入札条件に違反したとき。

(3) 入札者又はその代理人が2通以上の入札をしたとき。

(4) 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。

(5) その他入札に際し、不正の行為があったとき。

(落札の通知)

第16条 契約執行者は、落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

(入札保証金の還付)

第17条 契約執行者は、入札終了後速やかに入札保証金を還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約締結後において還付するものとする。

2 落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の指名)

第18条 契約執行者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、競争入札参加資格承認簿に登録された者のうちから競争が確保されるのに必要な人数を指名しなけ

ればならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第19条 第3条から第17条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

#### 第4章 随意契約

(随意契約ができる場合)

第20条 随意契約は、企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定により、予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額を超えない場合のほか、同項第2号から第9号までに掲げる場合に行うことができる。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(予定価格の決定)

第21条 契約執行者は、随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第9条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、災害応急工事等特に緊急に工事を施行する必要がある、かつ、予定価格を定めるいとまがないときは、この限りでない。

(見積書の徴収)

第22条 契約執行者は、随意契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、緊急を要する場合、特殊な工事又は特殊な物件の製造、修理、加工、購入若しくは借入れその他の契約で相手方が特定されるときは、1人から見積書を徴することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないことができる。

- (1) 官公署（公社、公団及びこれらに類するものを含む。）と契約しようとするとき。
- (2) 災害等の事由により緊急を要する修繕及び物品の購入について契約しようとするとき。
- (3) 法令に料金等の定めのあるものについて契約しようとするとき。

(4) 価格が表示され、かつ、一定しているものについて契約しようとするとき。

#### 第5章 せり売り

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 第3条から第17条までの規定は、せり売りの場合に準用する。

#### 第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第24条 契約執行者は、競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約若しくはせり売りにより相手方を決定したときは、企業長が別に定める契約書により7日以内に契約を締結しなければならない。

2 契約執行者は、当該契約の相手方が隔地にあるときは、その者に契約書案を送付し記名押印させた後に、当該契約書案の送付を受けこれに記名押印し当該契約書の1通を当該契約の相手方に送付するものとする。

3 落札者又は随意契約の相手方が第1項に定める期日内に契約書に記名押印し提出しないときは、当該契約を締結する権利を放棄したものとみなす。ただし、隔地者等の契約で企業長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(契約書の記載事項)

第25条 前条第1項の契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害賠償
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) 契約の解除に関する事項
- (13) 第34条に規定する損害賠償金

(14) その他必要な事項

(契約書作成の省略)

第26条 契約執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項に規定する契約書の作成を省略することができる。ただし、不動産の売買及び賃貸借又は前金払の特約をするものについては、この限りでない。

- (1) 競争入札又は随意契約で1件の契約金額が50万円を超えないとき。ただし、売買契約の場合は30万円を超えるときを除く。
- (2) 電気、ガス若しくは水の供給又は公衆電気通信の役務の提供を受ける契約をするとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納入してその物品を引き取るとき。
- (5) その他随意契約において企業長が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 契約執行者は、前項の規定により契約書の作成を省略したときは、契約の適正な履行を確保するため請書を徴さなければならない。ただし、契約の性質又は目的によりその必要がないと認めるとき、又は1件10万円を超えない契約をするときは、この限りでない。

(契約保証金)

第27条 契約執行者は、企業団と契約を結ぶ者に対し、令第167条の16第1項の規定によりその契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項に規定する契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第8条第1項各号に掲げるもの
- (2) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(契約保証金の免除)

第28条 契約執行者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社との間に、企業団を被保険者とする工事履行保証契約を締結したとき。



- (3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に企業団、国又は他の地方公共団体（公社、公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 随意契約を締結する場合において、30万円を超えないものをするときで、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納の特約が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (6) 財産を売り払う契約を締結する場合において売却代金が即納されるとき。
- (7) 工事請負契約及び業務委託契約を締結する場合において、契約金額が130万円以下であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 業務委託契約を締結する場合において、庁舎の維持管理に関する業務及び契約金額が130万円を超える業務のうち、定期的に履行の確認ができるもので当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、工事に係る調査、設計、測量業務及び取水・浄水・配水施設の維持管理に関する業務で契約金額が130万円を超える場合は、契約保証金は免除しない。
- (9) 国、地方公共団体又は公共的団体と契約を締結するとき。
- (10) 前各号に定める場合のほか、確実に契約が履行されるもので企業長が適当と認めたとき。

2 前項第1号に該当する場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券を、同項第2号に該当する場合においては、当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

（契約保証金の還付）

第29条 契約保証金は、契約履行後速やかに還付するものとする。ただし、契約において、かし担保義務期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。

2 契約の一部変更により、契約金額に減少があったときは、その減少の割合に応じて契約保証金を還付することができる。

## 第7章 契約の履行

（検査調書等の作成）

第30条 契約執行者から契約履行確認のための検査又は検収を命ぜられた職員は、当該検査又は検収を終了した場合は速やかに検査又は検収に関する調書を作成し、契約執行者に報告しなければならない。

(検査調書等の作成の省略)

第31条 前条の職員は、第26条の規定により契約書の作成が省略された場合に限り、契約諸票に当該職員の検査又は検収済の認印をもって検査又は検収に関する調書に代えることができる。

(契約の変更等)

第32条 契約執行者は、契約を変更し、又は解約をしようとするときは、相手方と事前に協議しなければならない。

2 前項の規定により契約を変更したときは、変更契約書又は変更請書等を作成しなければならない。

(履行遅滞の違約金)

第33条 契約執行者は、契約の相手方の責めに帰すべき理由により契約所定の期間内に履行が完了しない場合は、契約金額(可分のもので、その一部の引継ぎを了し、又はその一部の納付があったときはその残額)について遅滞日数に応じ、企業長が別に定める割合で計算した違約金を徴収する旨の約定をしなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を履行遅滞に対する賠償額と予定した場合は、この限りでない。

2 前項の違約金を徴収する場合、契約の相手方に対して支払うべき代金又は契約保証金から控除し、なお不足があるときは、その不足分を徴収する。

(損害賠償の予定)

第34条 企業長は、契約を締結した後において、当該契約の相手方の入札が第15条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を当該契約の相手方から徴収することができる。

2 企業長は、前項に規定する損害賠償金の支払いに代え、当該損害賠償金の額に相当する額を支払代金から控除することができる。

3 第1項の規定による損害賠償金は、企業団に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(部分払の限度額)

第35条 契約により、工事若しくは製造等の請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造等の請負契約にあつてはその既済部分に対する10分

の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることはできない。ただし、性質上可分の工事又は製造等の請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額まで支払うことができる。

- 2 前項の規定は、工事若しくは製造等の請負又は物件の買入以外の契約で企業長が特に必要と認めるものの一部の履行に対する支払いに準用する。

## 第8章 委任

第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号後段の規定は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第2項の規定により委任のあつた日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、旧規程の規定に基づき締結された契約は、この規程の規定により締結された契約とみなす。

附 則（平成7年5月29日規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年5月13日規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月25日規程第4号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の石巻地方広域水道企業団契約規程によってなされた契約については、改正後の石巻地方広域水道企業団契約規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年9月28日規程第12号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の石巻地方広域水道企業団契約規程によってなされた契約については、改正後の石巻地方広域水道企業団契約規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月26日規程第3号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月13日規程第7号）

（施行期日）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の石巻地方広域水道企業団契約規程の規定によりなされた契約については、改正後の石巻地方広域水道企業団契約規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行し、地方公営企業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成16年11月10日）から適用する。

附 則（平成18年7月18日規程第16号）

この規程は、平成18年7月18日から施行する。

附 則（平成18年7月31日規程第17号）

この規程は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第7号）

（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の石巻地方広域水道企業団契約規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成21年5月29日規程第5号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年5月7日規程第10号）

この規程は、平成22年5月7日から施行し、平成22年5月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日規程第3号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。